

第四十六回 参議院商工委員会會議録第四号

(六三)

昭和三十九年二月十三日(木曜日)
午前十時二十五分開会

委員の異動

二月五日
補欠選任

辭任

龜田 得治君 大矢 正君

出席者は左のとおり。

委員長

前田 久吉君

理事

赤岡 文三君
上原 正吉君
近藤 信一君

委員

大谷藤之助君
岸田 幸雄君
小川 幸弘君
小林 英三君
豊田 雅孝君
八木 一郎君
吉武 恵市君
鈴木 一弘君

国務大臣

福田 一君

通商産業大臣

福田 一君

政府委員

通商産業
政務次官 竹下 登君
通商産業大
臣官房長 川出 千速君
通商産業大
臣官房参事官 宮澤 鉄藏君
通商産業省
通商局長 山本 重信君
通商産業省
企業局長 島田 喜仁君

通商産業省 加藤 悌次君
鉱山局長 中野 正一君
中小企業庁長官 中野 正一君
事務局側 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の會議に付した案件

○アジア經濟研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○石油資源探査促進臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、予備審査)

○中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○中小企業指導法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○産業貿易及び經濟計画等に関する調査(昭和三十一年度通商産業省の施策及び予算に関する件)

○委員長(前田久吉君) 次、二月十日日本委員会に付託されたアジア經濟研究所法の一部を改正する法律案、同月十日予備審査のため本委員会に付託された中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業指導法の一部を改正する法律案及び中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、以上五案を一括して議題といたします。

政府から順次提案理由の説明を聴取いたします。福田通商産業大臣。

○国務大臣(福田一君) アジア經濟研究所法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び趣旨を御説明いたします。

わが國經濟を長期にわたって擴大発展させるためには、官民一体となつて貿易の順調な擴大をはかることがきつて重要でありますことは、いまさら申し上げるまでもありません。政府といたしましては、今後とも貿易擴大のための諸施策の実施に、引き続き努力する所存でありますが、特に低開發地域、中でもわが國と地理的にも歴史的にも關係の深いアジア諸地域との經濟交流の推進が必要であります。このた

めには、アジア諸地域等の經濟に關して十分な調査研究が必要と相なるわけでございます。

特殊法人アジア經濟研究所は、昭和三十五年に発足して以来、これら地域の經濟に關して基礎的かつ総合的な調査研究を実施するとともに、多方面にわたる資料の収集を行なつてまいりましたが、これら業務は、発足後三カ年を経過いたしました今日、当初に比べて倍増いたしておりますし、今後ますますに充實させる必要がございます。

したが、いま、政府といたしましては、かかる業務の増大に対処して、この際當研究所の理事を増員し、研究体制を強化することによりその業務の円滑な遂行をはかることといたしたいと考へ、この法律案を提案いたしました次第でございます。法律案の要旨は、現在「二人以内」とされている理事の定数を「三人以内」に改めようというものでございます。何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、石油資源探査促進臨時措置法を廃止する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石油資源探査促進臨時措置法は、昭和二十九年に臨時法として制定された法律であります。すなわち、同法は石油資源の探査を急速に促進する必要がある地域を指定し、その地域内にある石油を目的とする試掘権につき、施業案の変更の勧告及び命令、存続期間の特

例、試掘権の譲渡等施業法の特則を定め、もつて、当該地域における石油資源の探査を促進することを目的として、制定されたものであります。

しかるところ、同法が制定された翌年には國策会社として石油資源開発株式会社が設立され、同社を中心として石油資源の探査及び開発を強力に推進する体制が確立された次第であります。

わが國の石油産業は、この石油資源開発株式会社の設立を一つの契機として大きな変貌を遂げ、その後は全國の有望未探地域における探査の大部分を同社が保有して國策的な要請に基づいて石油資源の探査が急速かつ計画的に推進されました。

この間において石油資源探査促進臨時措置法の意圖した目的も漸次実現をみるに至つたと考えられるのであります。

石油資源探査促進臨時措置法は、施行の日から十年以内に廃止するものとされておられ、その期限が本年四月三十日に到来するのであります。以上申し上げ述べました事情にかんがみ、今回、同法を廃止することといたしました。

この法律案の内容は、石油資源探査促進臨時措置法を廃止することを規定したものであります。そのほか施行期日及び若干の経過措置を定めております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

なにとぞ慎重御審議の上、御賛同くだされば幸いですようお願い申し上げます。

次に、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、わが国経済において、中小企業が占める地位の重要性にかんがみまして、従来より、その近代化の推進につとめてきたところであります。その施策の一環として、中小企業の近代化に必要な資金の貸し付け事業を行なう都道府県に対する国の助成内容を一そう拡充するため、三十八年度より中小企業高度化資金貸し付け制度を設け、工場、店舗の集団化等中小企業者が行なう事業の共同化を強力に助成することとしてまいりました。

このたび、流通機構の近代化の要請に中小小売商が積極的に対処し得るよう従来からの小売商店舗共同化資金貸し付け制度に加えて商店街ぐるみの近代化をはかるために必要な資金を貸し付け制度の対象とすることが必要であり、また、中小企業者の定義について規定の整備を行なうことが必要であると考へまして、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、本改正法案の内容につきまして、その概略を申し上げます。

第一は、中小企業者の定義を、中小企業基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させつつ、法律に明定することとしたことであります。

第二は、中小企業高度化資金貸し付け制度のうち新たに商店街近代化資金貸し付け制度を設け、事業協同組合、商店街振興組合等の行なう商店街

近代化事業を助成対象とすることとしたことであります。

なにとぞ慎重御審議の上、御賛同くだされば幸いですようお願い申し上げます。

次に、中小企業指導法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業は、わが国経済において重要な地位を占めておりますが、開放経済体制に移行するにあたって、その合理化、近代化が現下の急務とされているのであります。

中小企業指導法は、国、都道府県等及び日本中小企業指導センターが行なう中小企業指導事業を計画的かつ効率的に推進することにより、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上をはかり、もって中小企業の振興に寄与することを目的として制定されたものであります。最近における経営管理技法及び技術革新の著しい進展は、中小企業指導担当者の資質の向上と中小企業者自身の技術の向上を一そう必要としております。

このような事態にかんがみ、日本中小企業指導センターの業務の範囲を拡大する等その強化拡充をはかる必要があると考へられ、本法律案を提出した次第であります。本法律案の内容は次のとおりであります。

第一は、日本中小企業指導センターの資本金の増加に伴い、資本金の規定を整備するものであります。

第二は、日本中小企業指導センターの業務の範囲の拡大に關する事項であります。同センターの業務は、中小企業指導担当者の養成、研修等であり、

対して研修を行なうこと及び同センターの目的を達成するため必要な業務を追加するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

なにとぞ慎重に御審議の上御賛同くだされば幸いですようお願い申し上げます。

次に、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、従来より各般にわたる中小企業対策を実施してまいりましたが、特に業種別の近代化を推進するため昭和三十一年中小企業近代化促進法を制定し、産業構造の高度化、国際競争力等経済政策上特に中小企業の早急な近代化を必要とする業種につきまして、きめこまかい施策を重点的かつ総合的に実施してまいることとしたしました。

本法の対象となる中小企業者の範囲につきましては、同法施行令に規定されておりますが、このたび中小企業者の範囲を法律に明定するため、この法律案を提出することとした次第であります。

中小企業者の定義につきましては製造業等にあつては、資本金五千万円または従業員三百人以下のもの、商業及びサービス業につきましては同じく一千万円または五十人以下のもの、その他法施行上特に必要と思われる業種については政令で定める範囲のものとしたものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

なにとぞ慎重御審議の上御賛同くだされば幸いですようお願い申し上げます。

○委員長(前田久吉君) 以上で五案の提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、いずれも後日に譲ることとしたします。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) 速記をつけてください。

○委員長(前田久吉君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、昭和三十一年度通商産業省の施策及び予算に関する件の調査を進めます。御質疑のあり方は順次御発言を願います。

○豊田雅孝君 通産大臣にお尋ねをいたすのでありますが、先般年度末関係の中小企業関係資金導入につきまして、非常な御努力を願いましたことに、まづ敬意を表するのであります。しかし、いよいよふたをあけてみると、意外に額が少ないのであります。ことに短期資金中心の金融機関には、支払い遅延関係から、あるいは金融引き締め関係から、非常にしわ寄せがきておったのであります。したがって、短期資金を扱っておる政府系の金融機関、商工中金、これは非常に資金繰りに困り、これが中小企業、また大臣の御熱心な協同組合方面にも非常にしわ寄せがあらわれ、また寄つておるのに対して、今後相当拍車がかかつてきそうに思われる矢先であるのであります。そういう点で、あの程度で急務がしのげにくいかどうかというのを非常に懸念をしておるのであります。この資金計画の追加合計が百二十億、その内訳は中小企業金融公庫が三十五億、国民金融公庫三十五億、商工中金五十億という

ことになっておりますが、そのうちほんとうの財政投融資というものは総額が五十億でありまして、商工中金に対してはわずかに十五億というふうなことであります。そういう点から急務がしのげるかどうか。やがて年度がかわれば、予算関係からくる財政投融資の導入はありますけれども、今度の金融引き締めというものが、残念ながら、相当長期にわたるやしないだろうかという懸念がありますだけに、これについてどういうふうに通産大臣お考えでありましようか。その点をひとつ伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) 御説のように、年度末の金融の問題は、年末から一月にかけての中小企業の倒産の増加等ともにかみ合はせて、これは早急に態度を決定しなければいけないというので、実は私は一月の半ば過ぎから、この問題について特に事務的には調査を命じて、中小企業関係のいろいろ事務的に調べをさせて、どの程度のことをすればよいかということで、実はいろいろ研究をいたされたのであります。ところが、商工中金についてみますと、去年の末に六百五十億円の一応年末金融対策を行ないましたうちで、約百三十億は三月末に返さなければいけない資金になっております。こういうわけでありまして、いわゆる非常に短期の融資に相なっております。そこで、その百三十億のうち、それを皆返すということになると、中小企業に対する金融上の非常なしわ寄せになりますので、どの程度が実際に返す場合に特に痛手になるか。言うなれば、どの程度は返せるかというよ

る点から、いろいろ調べをさせました。これは度合いの問題ですから、金額できかんとまわっていきわけにはなかなかいい。これは豊田さんのほうがよくわかっていると思ふんです。ラウンド・ナンプラスでございますが、六、七十億は返すのが困難じゃなからうか。こういうような、しかし、ぎりぎりしほってはいけ、もう少し少なくていいのかもしれないというくらい、の商工中金については実はめどをつけておいたわけでございます。もちろん、年度末の金融は特に非常にさういふときでございますから、政府関係の三機関において、まず第一に姿勢をそろいふに持っていく。それから、一般の市中金融関係にも協力を呼びかけなければ、何と言つても一番パーセントの多いのは市中関係でございますから、ということでありまして。

そこで、私たちは、いろいろの關係あるいはまた皆さん方からの御意見もいろいろ伺ひまして、まあ三百億くらいという御意見も相当強かつたんであります。この場合御存じのように、いわゆる一般の金融引き締めが中小企業に影響を及ぼさないということも大事なこと、といつても、中小企業の言うなりに出したという形では、一般の引き締めのほうとの關係もどうであらうというやうなことも、いろいろの問題もございまして、ひとつこれくらいのところはぎりぎりだから、そのぎりぎりの線は押えていかなければならぬというところくらいで、百二十億という数字が出てまいつたのであります。お説のとおり、いささかこれは少ないではないか、二百億くらいあればというのに、百二十億では、せめて私

は百五十億くらいと思つておつたのであります。どうもそういうやうなこともあります。大蔵省のほうも、これは政府関係三機関だけで問題は解決するのではなくて、一般の市中銀行がさういふ気になつてくれなければ、この中小企業の問題は解決しない。そのかわり、そのほうは大蔵省から特に一般の市中銀行に対して、中小企業にいわせしないやうに、また倒産等が起きた場合でも、連鎖反応を起こさないやうに貸し付けてやるやうにしてやれ、といふことを特に言うやうにして、大いに協力する。これはいまだかつてさういふことはあまりやつたことはいないのですが、今まで全然ないとは言いませんが、非常に少ない例であります。今度さういふことをするから、この程度といふことになつたので、これはさうくばらんに政府関係の話を申し上げて恐縮であります。そのうちこ

も言ひますので、何しろ市中銀行関係が九〇%ですから、これが相当協力してくれなければ、中小企業金融というものは、うまくいかないと思ひます。特にさういふやうな措置をするといふこととございまして、それならば、一応この程度でがまんしようといひますか、といふことに大体きめまして、しかし、今後といへども、新しい事態が起きて必要とあれば、また新たな措置をしてもかまわない。さういふことは見通しです。経済の問題といふのは、見通しといふのは、やはりわからなかつたと思ひますが、あらかじめ大体一月末に考えたことが、必ずしも二月末も同じだ、さうはいかない場合もあると思ふのです。特にさういふ経済の移り変わりの激しいときです

ら、必要があれば、私どもも考慮しようといふことで、まあまあこのくらいといふことになつたのであります。○豊田雅孝君 いまお互いに話し合つておきます。今回の百二十億、これは全部ネットの財投であるならば、私もまあまあかと言わざるを得ないことになつたのですが、あとあとといひまして、ところが、百二十億といひますけれども、ネット財投はそのうちわずかに五十億、これは政府三機関を通じてといふことであります。実は、今度の措置は、非常にスピーディーでありまして、それだけに業界はちよつぱり先手を打たれて、がくんとやられたといふやうな感じがしているやうであります。私は全国を歩いております

が、いまの金融引き締めの影響なり支払い遅延の状態といふものは、私の経験からみまると、過去の二十八年、三十二年、三十六年と来ておりますが、それに比べて、今度は相当深刻の度が強いと思ふ。それだけに業界として、非常に政府、国会には陳情しなければならぬといふので動きかけて、本格的な動きになつておらんうちに、これは主として福田通産大臣の明敏なるセンスによつてはた身に業界の困りを早く察知せられたことかきいて、一面敬意を表するのですが、それだけに先手を打たれてしまつて、ほんとうに業界の聲が大きくならないやうに事がきまつた。さういふ点で、商工中金自身でも、あるいは少し楽観の度が過ぎてゐるのじゃないかと思ふのです。いわんや中小企業庁の事務当局、ことに大蔵省の事務当局は非常に甘く見てゐると私は腹の中で感じております。それでこれはじりじりとつとこ

たえてきて、さういふ点では、むしろ、政府の大きな意味でのミスミだといふことになつてこなければいいがと憂慮しているくらいであります。さういふ点で、ひとつ、今度の措置は措置といひまして、さつきも申しましたが、予算関係は来年度になればまた別に動きまされども、さういふことを考慮に入れて、なおかつ大臣の言われる必要とあればまた考えるのだといふ線を、もう覚悟しておられる必要があるのじゃないか。これは政府の立場に立ちました場合に、それくらい痛感いたしますので、その点特に強く要望申し上げます。その点特におきたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) 百二十億の内訳でございますが、お説のとおり、政府が預金部資金から出すのが五十億程度でありまして、あとはまあ自己資金をやりくりしながら出すといふことであります。確かに、お説のやうなことは、その意味で国がもつと金を出しておいてやればゆとりがつくじやないかといふお説であります。さういふこともだと思ふのであります。まあこゝにはそれ以上、政府関係のことでは、なかなか申し上げかねますけれども、まあまあこれくらいといふところで落ちついたわけでありまして。

さういふこともよく調べながら、機宜の措置をとらしていただきたいと思ひます。大体、予定したことといふのは、なかなかそのとおりいかないで、経済のことといふものは、よく、いま所得増進計画といふことに関連して、何%上がったとか下がったとかいふ数字を言われるのですが、これは一つめどでありまして、その見込みのおおりの動いておたら、これは政治なんといふのは実にやさしいものだと思ひます。なかなか予定といふものは、経済は生きておりますから、なかなかうまく立たないところがある、しかし、一応のめどは立てる、しかしそれが違つたら、やつぱりすぐそれに柔軟な態度で臨んでいく、さういふことでないかと、このやうな経済の急速に動いていく、発展していくときには無理じやないかと思ひます。お説の趣旨に従つて措置を考へておきたいと思ひます。

○豊田雅孝君 わかりました。○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、本件に関する質疑はこの程度にとどめます。本日はこれをもって散会いたします。午前十時五十四分散会。二月十日日本委員会に左の案件を付託された。一、アジア経済研究所法の一部を改正する法律案。アジア経済研究所法の一部を改正する法律案。

アジア経済研究所法の一部を改正する法律

アジア経済研究所法（昭和三十五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「理事二人以内」を「理事三人以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案
一、中小企業指導法の一部を改正する法律案
一、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、運送業その他の業種（次号及び第三号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が千人以下の会社及び個人であつて、鉱業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

第三条に次の一号を加える。

五 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会（以下「計画組合」という。）の組合員又は所屬員であつて、当該計画組合の地区内における商店街が形成されている一定の土地の区域において事業を行なうものが、当該商店街の改造によりその経営の合理化を図るため、当該計画組合の作成する商店街近代化計画に基づいて店舗その他の施設を設置する場合において、当該計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小小売商業の近代化に著しく寄与するものであると認められるときは、第一号から第三号の三まで、第二号及び第三号の二に掲げるもののほか、次の資金

イ 計画組合がその組合員又は所屬員たる中小企業者その他

の者であつて政令で定めるもの（以下「中小企業者等」という。）の事業の用に供するため、店舗その他の施設を設置するのに必要な資金

ロ 計画組合の組合員又は所屬員たる中小企業者等がその事業の用に供するため、店舗その他の施設を設置するのに必要な資金

附則
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

中小企業指導法の一部を改正する法律案

中小企業指導法の一部を改正する法律案

中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、指導センターに追加して出資することができ。

3 指導センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
第二十六条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 都道府県が研修を行なうことが著しく困難な中小企業の高度の技術に關し、中小企業者又はその従業者に対して研修を行なうこと。

第二十六条に次の一号を加える。

九 前各号に掲げるもののほか、第八号の目的を達成するため必要な業務

第二十六条に次の一項を加える。

2 指導センターは、前項第九号に掲げる業務を行なうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第三十九条第一号中「第二十七条第一項」を「第二十六条第二項、第二十七条第一項」に改める。

第四十一条第三号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「及第二十五号」を「第二十五号及第三十一号」に改め、同条に次の一号を加える。

三十一 日本中小企業指導センターが中小企業指導法第二十六条第一項第一号又は第三号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

一、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

(中小企業信用保険法の一部改正)
第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「債務のうち当該期間の満了の時までに弁済期(手形の割引の場合には、手形の満期)の到来するもの」を「債務に、「二十万円」を「三十万円」に、「五十万円」を「百万円」に、「七百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「五十万円」を「百万円」に改める。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)
第二条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 政府は、第二十二條第二項の融資基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができ。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができ。

第二十二條第二項中「五十八億円」の下に、同条第二項の規定による政府の出資金を加える。

第二十三條第一項中「資本金の額」を「資本金の額と同条第二項の規定による政府の出資金の額との合計額」に改め、同条第四項中「第四条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

附則
この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 商工組合中央金庫ノ資本金ハ政府ノ出資金七十七億二百十萬圓及政府以外ノ者ノ出資金ノ合計額トス

商工組合中央金庫ハ總會ノ決議ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ資本金ヲ増加スルコトヲ得
政府ハ前項ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為算ノ範囲内ニ於テ商工組合中央金庫ニ出資スルコトヲ得

第六條ノ二から第六條ノ七までを削る。

第七條第一項の次に次の一項を加える。
商工組合中央金庫ノ出資一口ノ金額ハ百圓トス

第八條第一項から第三項までを削る。

第八條ノ二から第八條ノ七までを削る。

第二十六條第二項中「五年」を「四年」に改める。

第二十八條第一項第五号中「内國為替業務」を「為替取引」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 前号ニ掲グル者若ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ有価証券、貴金ノ其ノ他ノ物品ノ保護預リヲ為シ又ハ所属団体若ハ其ノ構成員ノ為ニ有価証券(商工債券ヲ除ク)ノ委託売買ヲ為スコト
第二十八條第四項中「非訟事件手続法第八十七條第二項第十号及第百八十九條第六号」を「商業登記法第八十條第十号及第八十二條第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ハ外國為替及外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

第二十八條ノ二中「輸出ニ関シ」を削リ、「構成員ノ」の下に「輸出ノ振興又ハ事業ノ合理化ヲ図リ其ノ」を加える。

第二十八條ノ四中「公共団体」の下に「其ノ他營利ヲ目的トセザル法人」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の理事長又は理事である者の任期については、改正後の第二十六條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和三十九年二月十八日印刷

昭和三十九年二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局